

令和6年 第2回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和6年6月7日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智	会計管理者兼出納室長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税 務 課 長	山岸裕子
町民課長兼寄出張所長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	渋谷好人
教 育 課 長	椎野晃一	—————	—————

4. 出席した議会事務局書記 2人

参事兼議会事務局長	石井友子	書 記	島 秀明
-----------	------	-----	------

5. 議事日程

日程第 1 産業厚生常任委員会報告 (議案第 49 号)

- 日程第 2 産業厚生常任委員会報告（議案第 50 号）
- 日程第 3 議案第 33 号 松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 34 号 工事請負契約の締結について（令和 5 年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その 3）（繰越明許））
- 日程第 5 議案第 35 号 令和 6 年度松田町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 報告第 3 号 令和 5 年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 4 号 令和 5 年度松田町上水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 各種委員会委員等の諸般報告
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続審査申出書

## 6. 議会の状況

議 長 おはようございます。松田町議会定例会本会議第 3 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類の一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数 12 名中 12 名です。よって、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (9 時 00 分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第 1 「議案第 49 号松田町西平畑公園の管理に関する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、古谷星工人君。

産業厚生常任委員長 それでは委員会報告をさせていただきます。令和 6 年 6 月 5 日、松田町議会

議長 平野由里子殿。産業厚生常任委員会 古谷星工人。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、令和5年12月7日、8日、令和6年1月9日、2月1日、3月12日、4月18日、5月22日、6月5日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和5年第4回議会定例会において付託された議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で別紙のとおり原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。参事兼総務課長、観光経済課長及び担当職員出席のもと、議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例について、条ごとに趣旨などの詳細な説明を受け、質疑を行い、必要な資料提出を求め、慎重に審査しました。

また、西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者であるTUDO I 合同会社代表社員を参考人として本委員会へ出席を要請し、聞き取りを行いました。

審査の結果、本議案は持続可能な地域振興に寄与するために必要な条例であると判断しました。

なお、次の項目について強く申し入れをします。

(1) 利用料金を改定するに当たり、西平畑公園の施設整備については早急に対応されたい。

裏面をおめくりください。(2) 入園料を設定する催事を決定する際は、十分な検討をし、利用者の理解を得られるものとされたい。

(3) 利用料金については、あくまで上限額であるので、実料金を設定する際には慎重に検討し、利用者の理解を得られるものとされたい。

別紙、議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例に対する修正案。

議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例の一部を次のとおり修正する。

別表第2を次のように改める。

「別表第2（第4条関係）。有料公園施設及びその使用料。上からいきます。ふるさと鉄道、18歳以上1回400円、3歳以上18歳未満1回200円。駐車場（普通自動車以上）、町内居住者1回500円、その他1回1,000円。子どもの館、1階1時間300円、2階1時間100円、1・2階1時間400円。ふるさと鉄道、団体（20人以上）の場合は20%割引」。

以上となります。よろしく申し上げます。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。  
10番 南 雲 利用者はここ何年も1件ということで認識していますが、値上げに対して1件の需要ということで、どのような議論があったのか伺います。

また、使用料が値上げ幅が大きかったんですけれども、この料金設定となった根拠があったら教えていただきたいと思います。

それから、町民の太鼓の練習が無償で利用されていますが、無償となっている理由が何か、分かれば教えていただきたいと思います。

議 長 子どもの館の件でよろしいですか。

10番 南 雲 はい、そうです。

議 長 今の御質問に対する回答をお願いいたします。

6番 古 谷 最初の子どもの館を利用回数は今、1回、年間ですね、1回から2回ということの中で、さらにですね、これを料金値上げしますと利用がなくなるのではないかなという心配するような声もありました。

それから、太鼓の件ですけれども、この件については審査の話題に出ておりませんでしたので、審査しておりません。

あともう1点、何でしたっけ。料金の値上げの改定の件ですけれども、施設のですね、整備があまりできてないということで、それを可能にするようなことができれば、改修をしてですね、料金改定が必要なことができれば、後の時期、その後にですね、必要ではないかという意見がございました。ということで、よろしく申し上げます。

議 長 よろしいでしょうか。何か補足がありますか。（「終わります。」の声あり）  
よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

1 2 番 寺 嶋 委員会の皆さん、お疲れさまです。まず、何点かお伺いします。西平畑公園及び各施設ね、ハーブガーデンとかいろいろありますけども、これは設置者、町が基本的にはね、管理するわけですから、ある程度ですね、町が経費をね、やっぱり出すということが必要だと思うんですけども、今回の委員会の議論では、この公園及び施設に対してのこの入園料の受益者負担というのは、どの程度が望ましいとか、そういう議論はされましたでしょうか。

あと、町側から担当者からね、いろいろ説明受けたというんですけども、全体の収支ですね、300円の場合とか、今度最大500円にするということになると、収支がどの程度変わるのか。その辺のところをですね、お伺いします。

あと、先ほど施設整備について早急に対応されたいというのと、ありましたけども、これは施設について具体的にふるさと鉄道とかそういう施設にはこういう修繕が必要だとかということで、具体的な議論はされましたでしょうか、お伺いをいたします。

議 長 回答お願いいたします。

6 番 古 谷 まず受益者負担のことについてですけども…（「マイク入ってない。」の声あり）失礼しました。公園施設のですね、受益者負担の関係ですけども、これは審査の中でですね、大分検討いたしました。当然、必要ではないかということの…ことです。

それから収支の関係ですけども、TUDO Iの社員の方に来ていただきまして、いろいろとですね、細かい年間の数字等ですね、聞きながら、修理を…説明を聞き、収支の状況を確認しております。

それとあとふるさと鉄道につきましては、やはり費用がかかるということで、今のところ、この前の一般質問の中にもありましたけども、今後の検討課題というようなことで…かというように思います。以上です。

1 2 番 寺 嶋 お疲れさまです。受益者負担の今ね、現に桜まつりで300円、入園料設定されております。ですから、それでね、町がある程度、公園等施設についてね、やっぱり税金で負担しなければならない部分もあると思うんですよ。全部ね、いろんな施設があつて、公園の管理、もちろん桜の剪定とかいろいろ、年間経

費もいろいろかかりますけども、それ全部ね、受益者にかぶせたらね、相当な負担になると思うんですよ。だから、その辺のどの程度が望ましいかという、もし深く議論してなければ結構ですけども、そういうところをね、お聞きしたかったんです。

あと収支について、300円、500円と最大限ね、ということだと、年間トータル、資料が出されているから、そこでね、およそ数千万円、収支がね、若干何か改善するとか、そういうところをですね、具体的にありましたらお聞かせいただきたいと思います。

あと、施設の整備の具体的なことで、議論…こういうものをね、修繕したほうがいいんじゃないかというような議論がなされましたか、お聞きいたします。

議 長 回答をお願いします。

8 番 田 代 まず1点目が受益者負担、これについて具体的に検討したかという内容なんですけれども、もちろんこれは一番大事なことなんで、十分検討しました。この受益者負担ということについては、1点目が桜まつりの入園料、それと2点目がキラキラフェスタですか、キラキラフェスタ。そのときにやはり入園料取るような考えの中で議論しました。基本的には、受益者負担というのは桜まつりにかかる費用、それに対して利用者から、入園者から頂くと、キラキラも同じです。これについては金額的には過去の実績で見ますと、300円で何とかカバーできるかできないかということが1点、確認しました。今回収益性ということも寺嶋議員のほうから今、質問ありましたけれども、西平畑公園全体の管理をするのには、今の状況では赤字になります。それで、過去にもあったんですけども、指定管理者を受けた団体が5年間やって、1,000万ぐらい出してもらえないと、町から補助していただかないと運営できないと、撤退するというので、過去に撤退した事例もあります。そういったことも議論しました。

それと、あとは撤退した後、町が直営でやっていたんですよ。そのときに職員の人件費もかかるわけですよ。嘱託員さんの館長さん、園長さんがある程度頭にやったんですけども、それもやはり一般会計から出してしまうと。受益者負担の原則からすれば、入園料300円ぐらいが妥当なんですけれども、町が

これから1点目として税収が20年近く前の18億、19億に近い額からすると、3億円以上下がっていると。これからも定額減税、そして少子高齢化で働く方が少なくなってくる。そうすると、町税も下がってくるのではないかと。そういった中で、町財政を考えて、500円を取らせていただくと、値上げをした場合の想定料金も、担当課から出していただきました。そのときの具体的な数字が、値上げした場合には6,500円ですか、500円を徴収した場合。入園料300円を今行っているのを500円徴収した場合に、6,512万ぐらいの収入があります。あ、すみません、間違えました。7,100万ぐらいですね。一切合切の西平畑公園全体の収入が7,112万ほどあります。それで、支出のほうが6,500万ぐらいですね。そうしますと、600万…700万ぐらいかな。年間収支で600万ぐらい、何とか黒字になるような想定で出されております。今お話ししたように、町財政のことを考えると、500円で何とか維持していただいて、うまく経営がいくようにと、そのような結論に達しました。

次に、2点目の施設整備の具体的な内容なんですけど、先ほど古谷委員長からもお話あったように、指定管理者のTUDO Iに来ていただいて、現状の経営についてお伺いしたところ、ローラー滑り台、SL、この2つは西平畑公園のメインとなってる人寄せの施設だという中で、SLもローラー滑り台も今はできないということで、意見書の強く要望するという言葉の中に西平畑公園の施設整備、これについてはまさにその2点が主に入っています。これについては、指定管理者に負担していただくのではなくて、町の施設ですから、町が行っていただくようにと、そういう思いを込めて、要望の中に入っております。以上でございます。

12番 寺 嶋 御回答ありがとうございます。終わります。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑…。

11番 飯 田 駐車場の件についてちょっとお伺いしたいと思います。西平畑公園はですね、公的な公園として、憩いを求めてですね、平日でもそこを訪れるね、方も多んじゃないかと思えます。前も一度ですね、調査に行ったときに、平日だったんですけど、本当に数が少ないですね。これからどうなるか分からないんで

すけど、数が少ないこともあるんですが、催し事とか、あるいは土・日はこの駐車場の料金を別にとっても構わないと思うんですが、ただ平日ね、客の少ないときにまで、この料金を設定するとなると、今度訪れる人もね、いや、1,000円も駐車場出すんだったら、ほかへ行ったらいいなとか、そういう気持ちになりかねない…なりかねないのではないかというふうに思うんですね。それで、よく私なんかも公園を見に行ったり、いろんなところへ行きますよね。そうすると、そういう公的な、市で管理しているようなところは、土・日は有料でも平日は無料にしている駐車場が、かなり多いんですよ。これで見ると、年間通してこの値段というふうなことになると思いますとね、ちょっと公的な公園として町民あるいは西平畑公園を訪れようとする近隣の町村のですね、方の足が遠のくんじゃないかと思うんですけど、この駐車場に関してはどのような議論されたかお伺いしたいと思います。

6 番 古 谷 駐車場の件についてはですね、細かい検討はしてございません。以上です。  
議 長 よろしいですか。

1 1 番 飯 田 してないということであれば、しょうがないですね。終わります。  
議 長 ほかに質疑ございますか。

3 番 吉 田 子どもの館の使用料というものですけれども、これは利用料金ということでもあるんですが、入館するともうこのお金を取られるのか、それを中に入って何かいろいろな活動について、申し込んだときの料金となるのか、教えていただきたいと思います。

6 番 古 谷 多分、入館しただけでは多分取られないというふうに思います。活動…使ったときということで理解しておりますので、よろしくお願いします。

議 長 よろしいでしょうか。ほかに質疑ございますか。

それでは、質疑なしと認めます。討論に入りたいと思います。討論ございますか。まず、原案に賛成者の発言となります。次に、原案に反対者の…まず原案に賛成者の発言を許します。ございますか。原案です。

次に、原案に反対者の発言です。発言を許します。

9 番 井 上 私は議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例について、原案に反対



の立場で討論を行います。

この条例は、松田町公園条例から西平畑公園に関する部分を新規の条例とし、併せて入園料を300円から500円に増額し、入園料徴収期間を桜まつり限定から拡大し、他のイベントも対象にするという内容が主の改正であります。

西平畑公園は、昨年の6月の議会定例会において指定管理の議決をし、指定管理を受託した法人が5年間の指定管理を行うことになっています。現在は指定管理受託後約1年が経過をしている状況でございます。

西平畑公園の管理に関する条例の入園料の増額に対する町の説明は、指定管理者が経営困難を理由とし、指定管理者に対する経営支援をし、継続をさせていくための条例だとしています。西平畑公園の指定管理の期間は5年であり、この条例が上程された時点では、議決から6月しかたっていない時点での入園料値上げの条例設置であります。条例の上程であります。指定管理開始後から6月後の条例での値上げは理解ができません。指定管理者は入園料300円の収入で5年間管理を行い、町からの委託料は0円で運営できると、指定管理を申し出たことを忘れてはいけません。指定管理者自身の経営努力、民間活力を期待をして、西平畑公園の管理運営を行っていただくことは当然のことだと思っております。

先ほどの質疑の中で公園の収支に関する質疑が、回答がございました。この収支というのは、町の収支ではなく、指定管理者の収支のあくまでも5年間の見込みということです。ここで西平畑公園の新規条例が通るということになれば、昨年の指定管理の松田町議会の議決は無意味なものとなります。西平畑公園の設備に対する町の対応も十分ではありません。まずは入園料の値上げではなく、利用者のために西平畑公園やハーブ館等の設備の補修等を速やかに完了し、指定管理者の運営に対する正常化に努めるべきであります。

先ほど受益者負担の質疑も出ました。例えば今年の桜まつりにおいては、新たに河川敷の駐車料金の徴収、公園内駐車場は駐車禁止としたためのシャトルバスを利用することによる料金の発生など、利用者負担が増加をしている中、さらにここで西平畑公園の入園料値上げは今後の桜まつり等に来園する観光客

数の減少につながります。町は西平畑公園の指定管理者の収支状況を念頭に置くべきではなく、行政として町の観光イベントの一大事業である桜まつりに関わる多くの町内事業者、そして町民、関係する近隣住民を念頭に置いて対処すべきであり、町民無視のさらなる入園料を値上げする条例の設置には反対をいたします。

また、この新規条例は、入園料の値上げだけでなく、元の公園条例で規定している「桜まつり期間に限る」を「催事の期間に限る」という改正も行います。指定管理者の思い次第で入園料徴収の対象イベントの拡大ができ、西平畑公園利用者に対し、ますます負担を増額させることになり、公園利用者の減少につながると予想されることから、この条例には反対をいたします。

なぜ町内事業者や公園利用者のための条例でなく、指定管理者の運営を支援する条例を設置するのか、私は理解ができません。公園は事業者のものでなく、そこで収入を上げるための施設でもなく、住民誰もが利用でき、憩いまたは遊びを楽しむための施設が公園であると思います。

以上から議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例、西平畑公園の入園料の増額、そして入園料徴収イベントの拡大には強く反対をいたします。ぜひ皆様の御賛同をお願いいたします。

以上で本議案に対する反対討論とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議 長 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

4 番 中 津 川 議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例の一部修正案に賛成の立場として討論をさせていただきます。

本条例についてはですね、これまで紆余曲折の経緯があったと伺っておりますが、審議中ですね、今年の3月の12日に指定管理者であるTUDO I代表、合同会社ですね、代表社員をお招きして意見聴取した際にですね、伺ったことは、公園施設に不具合が多く発生しているということでした。ハーブ館の3階のレストランについてはですね、空調が不具合により夏場は暑くて中にいられない。ふるさと鉄道はですね、空車なら動くけれども、お客様が乗ると坂を

上がることができない。脱輪した際にはお客様が車両を押しているような状況。太陽の滑り台は点検時にローラーに安全上の問題が発生したとして使用できていない。このような状況が長く続いているけれども、要は調査にとりか修理する、できない状況であるということです。現在もですね、ふるさと鉄道は運行されず、太陽の滑り台についてはですね、ブルーシートがかけられている。そして公園としての大変景観を損ねていると思います。

公園はですね、コミュニティー形成や健康増進、子ども・子育て支援、地域経済の活性化などを目的に設置された公の憩いの場です。西平畑公園はですね、観光立町を目指す松田町のシンボリック的存在として位置づけられていますが、現在のような状況ではですね、来園者の満足度を期待することは困難であり、来園された方の期待を裏切ることになりかねません。現状では公園としての機能や目的は達成できていないと考えます。

この条例はですね、入園料をこれまでの300円から500円に値上げするということが焦点となる新たな条例ですけれども、ふるさと鉄道やですね、太陽の滑り台を修繕または改修すること、快適に過ごせるレストラン空間の改善などですね、各施設の機能維持を図り、来園者に満足していただくためにはですね、それ相応の財源が必要になります。その財源確保のためにも、入園料の値上げはやむを得ないというふうに判断をいたします。

指定管理制度を導入してですね、もうすぐ1年になりますけれども、現状のまま残り4年間を運営することがですね、来園者のためにも、公園のためにも、これは避けなければいけないと考えます。また、一部修正した子どもの館の使用料につきましてはですね、あまりにも上げ幅が大きくてですね、利用者の理解を得れないものということで、現行の使用料金にとどめていっておくべきと考えます。

いずれにいたしましても、来園者の皆さんが西平畑公園を訪れてよかった、また来てみたいと思われるような公園の管理運営に期待し、賛成討論とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 ほかにはございませんか。

ほかに討論がないようですので、打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。採決は2回行います。本案の委員会報告は修正案可決でありますので、まず委員会の修正案について1回目の採決を行い、その次に修正議決した部分を除く原案について2回目の採決を行います。ただし、修正案が否決されたときは原案について採決いたします。

それでは、議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例に対する委員長の報告は修正です。まず、委員会の修正案について採決いたします。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第2「議案第50号松田町公園条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案について、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 古谷星工人君。

産業厚生常任委員長 委員会報告をいたします。令和6年6月5日、松田町議会議長 平野由里子殿。産業厚生常任委員会委員長 古谷星工人。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、令和5年12月7日、8日、令和6年1月9日、2月1日、3月12日、4月18日、5月22日、6月5日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和5年第4回議会定例会において付託された議案第50号松田町公園条例の一部を改正する条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で別紙のとおり原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、松田町公園条例の一部を改正する条例について、詳細な説明を受け、質疑を行い、慎重に審査しました。

審査の結果、本条例の一部改正については、修正部分を除き適切なものであると判断しました。

1枚おめくりください。別紙、議案第50号松田町公園条例の一部を改正する条例に対する修正案。第50号松田町公園条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。第9条第1項第6号を削る。以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。こちら先ほどと同様です。採決は2回行います。本案の委員会報告は修正可決でありますので、まず委員会の修正案について1回目の採決を行い、その次に修正議決した部分を除く原案について2回目の採決を行います。ただし、修正案が否決されたときは原案について採決いたします。

では、議案第50号松田町公園条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は修正です。まず、委員会の修正案について採決します。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数です。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3「議案第33号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 皆さん、改めましておはようございます。定例会3日目、何とぞよろしくお願いたします。

議案第33号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年6月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、小規模保育事業所の職員配置基準を引き上げるため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、議案第33号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正の主な概要でございますが、小規模保育事業所における職員の配置基準について、内閣府令で定める最低基準に従い、条例で基準を定めることとされており、このため、この最低基準が引き上げられたことに伴い、条例で定めている3歳児及び4歳児以上の区分の職員の配置基準につきまして、それぞれ改正をするものです。なお、この条例で規定されております町内の対象保育施設は、0歳から2歳を受け入れている小規模保育所、なのはな保育園が条例上の対象施設でございます。

それでは、議案2枚をおめくりいただき、3枚目の参考資料1の新旧対照表を御覧ください。1ページ目下段から2ページ目にかけてでございますが、第3章小規模保育事業、第30条第2項、2ページ目をお願いいたします。第3号中、現行20人を改正欄では15人に改め、同項第4号中、30人を25人に改めるものです。

次に、第32条第2項第3号中、20人を15人に改め、同項第4号中、30人を25人に改めるものです。

続いて2ページ下段及び3ページ目にかけてでございます。第5章事業所内保育事業、第45条第2項第3号中、20人を15人に改め、同項第4号中、30人を25人に改めるものです。

また、第48条第2項第3号中、20人を15人に改め、同項第4号中、30人を25人に改めるものです。

改正条例本文を御覧ください。附則でございます。1、この条例は公布の日から施行いたします。

経過措置、2、保育士及び保育事業者の…保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当面の間、この条例による改正後の第30条第2項第3号及び第4号、第32条第2項第3号及び第4号、第45条第2項第3号及び第4号並びに第48条第2項第3号及び第4号の規定は適用せず、この条例による改正前の第30条第2項第3号及び第4号、第32条第2項第3号及び第4号、第45条第2項第3号及び第4号並びに第48条第2項第3号及び第4号の規定は、なおその効力を有する。

参考資料2といたしまして、5月15日、議会全員協議会の際に御説明させていただいた資料を添付してございます。後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 2 番 寺 嶋 家庭的保育の一部改正ということで、我が本町に該当するのは小規模保育事業所A型、なのはな保育園ということなんですけども、現在なのはな保育園、このたしか0歳児の方がほとんどで、この3歳児、4歳児とかいないようなと思うんですけども、この現状をお聞かせください。そうした場合…現状、まずお願いします。

子育て健康課長 なのはな保育園の0歳児から2歳児の現状でございますけれども、今在籍している児童、乳幼児の数としましては、0歳児が2名、1歳児が8名、2歳児が7名という在籍という、なっております。

12番 寺 嶋 0歳、1歳、2歳児まで、17名ということだと、この条例一部改正には、いないから今現在合致しているという捉え方でよろしいのでしょうか。

あと、経過措置の中にね、この2段目に「当面の間」って入ってますけども、これは当面の間というのはどういう期間を言うのでしょうか。お伺いします。

子育て健康課長 まず1点目の御質問のなのはな保育園の在籍に対する条例上の基準に満たされているかどうかというところは、今、基準には満たしているということになっております。

それとあと経過措置の2段目の「当面の間」ということですが、国のほうの基準の改正がですね、当面の間というところもあります。この「当面の間」というところは、この前段にも書いてあるように、保育士の保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときはというところがございますので、明確な期限は今のところは、今のところはないというところがございます。

12番 寺 嶋 終わります。

議 長 ほかに質疑がございますか。

ないようでしたら、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第33号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4「議案第34号工事請負契約の締結について（令和5年度松田町立松



田中学校校舎大規模改修工事（その3）（繰越明許）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第34号工事請負契約の締結について（令和5年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その3）（繰越明許））。

令和5年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その3）（繰越明許）の請負について、次のとおり契約を締結するものとする。

- 1、契約の目的。令和5年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その3）（繰越明許）。
- 2、契約の方法。指名競争入札による契約。
- 3、請負代金額。一金、1億3,585万円也。
- 4、契約の相手方。神奈川県小田原市飯田岡626番地の5、山一産業株式会社 代表取締役 前田晃。

令和6年6月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第34号工事請負契約の締結について御説明させていただきます。1枚おめくりいただき、参考資料1を御覧ください。工事請負契約書の写しでございます。

今回の契約につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格5,000万円を超える工事請負契約のため提案させていただくものでございます。

なお、情報公開条例に基づき、請負者の印影及び次ページの参考資料2の入札経過調書の自書及び印影を墨塗りにしております。

工事請負契約書でございます。1、工事名、令和5年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その3）（繰越明許）。

2、工事場所、松田町立松田中学校（神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1400

番地)。

3、工期でございますが、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づく議会の議決を得た日から5日以内から令和7年1月31日までとなっております。

4、請負代金金額、1億3,585万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は1,235万円です。

5、前払金、6、部分払金は記載のとおりでございます。

7、契約保証金につきましては、請負代金の10分の1以上でございますので、1,358万5,000円でございます。

8、契約支払場所は記載のとおりでございます。

上記の工事について、発注者と請負者はおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約のあかしとして本書2通を作成し、当事者記名、押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は議会の議決を得るまで仮契約とする。令和6年5月21日。発注者、住所、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2137番地、氏名、松田町長 本山博幸。請負者、住所、神奈川県小田原市飯田岡662番地の5、氏名、山一産業株式会社、代表取締役 前田晃。

恐れ入ります。次ページ、参考資料2、入札経過調書を御覧ください。一番上段の左から、予定価格から最低制限価格の110分の100について御説明をさせていただきますと思います。

1番目の予定価格は1億4,630万円、予定価格は町が入札を行う際、入札の上限額を示す金額でございます。

その次、左から2番目の入札書比較価格は1億3,300万円、こちらは1番目の予定価格の消費税抜きの価格でございます。

その隣、3番目の最低制限価格は1億2,976万8,100円です。最低価格は、設計内容に適合した工事を履行し、品質低下を防ぐために設けるもので、本町は500万円以上の工事を対象に設定しております。

さらにその隣、4番目の最低制限価格の110分の100は、1億1,797万1,000円でございます。これは最低制限価格の消費税抜きの価格でございます。

一番右の入札場所、こちらは電子入札でございます。

件名及び場所につきましては、記載のとおりでございます。

入札年月日は令和6年5月16日、午前9時開札でございます。

入札参加者の名称につきましては、最上段の(株)杉崎工務店さんから最下段、渡辺建設(株)神奈川西営業所までの17社でございます。第1回入札におきまして、5番目の山一産業株式会社さんが1億2,350万円で入札しました。この価格は消費税抜きの価格でございます。この価格がですね、先ほど御説明しました最上段の左から2番目の入札書比較価格の1億3,300万円を下回った価格で、さらにもう一つ、左から4番目の最低制限価格の110分の100の価格1億1,797万1,000円を上回っております。結果、入札書比較価格と最低制限価格の110分の100の間の範囲に収まりましたので、第1回入札で落札となりました。最上段、右から2番目の落札価格を御覧ください。第1回入札価格の1億2,350万円に消費税を加算した1億3,585万円が契約価格となります。

次、すみません、次ページをお願いいたします。参考資料3でございます。こちら松田中学校大規模改修工事(その3)の平面図でございます。対象となる工事は、平面図の右側、管理教室棟(教室棟)の北側にですね、駐車場整備に伴う外構工事として1,200平米と、屋内運動場、左側ですね、屋内運動場の左側に記載があると思いますが、屋内運動場の東側から一点鎖線がグラウンドの南側、東側の松田町体育館、北側の民家側まで続いておりますが、こちらがですね、フェンス設置工事としてL=260メートルになります。

恐れ入りますが、次ページをお願いいたします。校舎の平面図でございます。こちらはですね、本校舎及び特別教室棟1階から3階の墨塗りの部分が改修箇所でございます。工事内容は、床、壁、天井の改修になります。そのうちですね、本校舎の9か所にロッカーを新設いたします。その他、本校舎はですね、1階に下駄箱を撤去し、新設を2か所、バリアフリースイレを1か所、2階、3階にはバリアフリースイレの新設を各1か所、特別教室棟は2階のトイレが

洋式化となります。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

討論を省略し、採決を行います。議案第34号工事請負契約の締結について(令和5年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事(その3)(繰越明許))について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。10時15分から再開いたします。(10時00分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(10時15分)

日程第5「議案第35号令和6年度松田町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第35号令和6年度松田町一般会計補正予算(第1号)。

令和6年度松田町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,700万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億2,700万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長      それでは、令和6年度松田町一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明をさせていただきます。

初めにですね、10ページ、11ページの歳入から御説明をさせていただきます。款、町税、項、町民税、目、個人、節、現年課税分の所得割につきましては、こちらはですね、定額減税におきまして、今回減額分、対象がですね、対象予定が7,813人を対象にですね、4,510万円の減額補正をするものでございます。

続きまして、款、項、目、節、地方特例交付金、こちらも同額の4,510万円でございます。こちらは、この定額減税の町民税分の補填による増額補正でございます。

続きまして、款、国庫支出金、項、国庫負担金、目、民生費国庫負担金、節、児童手当国庫負担金、1,757万円の増額補正でございます。こちらは児童手当制度改正における増額補正となるものでございます。

続きまして、款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金、節、企画費国庫補助金。説明欄は、デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、1つ目がですね、地域ブランディング事業、また寄地域活性化推進事業、3つ目に次世代デジタル人材育成事業、この3つが不採択になりましたので、ここですね、788万5,000円の減額補正をするものでございます。

続きまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございますが、こちらはですね、令和6年度に入手可能な課税情報をもとに把握された当該納税者の令和6年度分の推計所得税額、または令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る方に対し、当該上回る額の合算額を基礎といたしまして、1万円単位で切り上げて算出した額を支給するため、今回の補正で8,630万9,000円を補正するものでございます。こちらは10分の10の補助事業です。またですね、新たに住民税非課税となる世帯分、こちらは2,255万円の補正となります。これはですね、新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給するものでございます。そして当該世帯に子ども加算の対象となる児童がいる場合におきましては、18歳以下の児童1人当たり5万円の加算となるものでございます。こちら合わせて総額1億885万9,000円となるも

のでございます。

続きまして、目、民生費国庫補助金、節、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、説明欄、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金316万7,000円でございます。単身高齢者等からの相談に応じ、包括的な相談支援、見守りサービス、お亡くなりになられた後のですね、事務支援を行うための事業となります。こちらは事業費に対し4分の3の補助事業となっております。

続きまして、款、県支出金、項、県負担金、目、民生費負担金、節、児童手当負担金につきましては、児童手当等の改正に伴い、28万1,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、款、県支出金、項、県補助金、目、総務費補助金、説明欄、市町村自治基盤強化総合補助金でございます。こちらはですね、デジタル田園都市化構想の交付金ですね、減額されまして、地域ブランディング事業と地域活性化推進事業分といたしまして331万8,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、款、県支出金、項、県補助金、目、農林水産業費補助金、節、農業費補助金、説明欄は地域計画策定事業でございます。こちらは補助金といたしまして69万3,000円の補正となります。

続きまして、目、商工費補助金、節、商工振興費、説明欄、神奈川県消費者行政強化事業費補助金でございます。こちらは100万円の補正となります。

続きまして、項、県委託金、目、教育費委託金、説明欄、かながわ学びづくり推進地域研究委託金47万円の補正でございます。こちらは児童・生徒の学びの質の向上に資するために、専門的な立場の学識者等からの助言あるいは指導をいただき、今後の事業等の運営に生かしていく補助金でございます。

続きまして、12、13ページになります。款、項、寄附金でございます。目、節、指定寄附金、こちらは250万円の補正となります。企業版ふるさと納税といたしまして、指定寄附をですね、令和6年4月に頂きましたので、本定例会に補正するものでございます。

続きまして、款、諸収入、項、目、雑入、節、障害者スポーツ実施環境の構

築支援事業委託金、141万3,000円の補正となります。こちら10分の10の補助事業となります。説明は歳出で説明をさせていただきます。

款、諸収入、項、目、雑入、節、コミュニティ助成事業助成金、説明欄、地域防災組織育成助成金120万円でございます。こちらは地域自治会への防災備品の購入費の助成となります。10分の10の補助事業となります。

次にですね、節、消防基金収入でございます。説明欄、消防団員退職報償金基金収入、161万6,000円でございます。歳出で御説明をさせていただきますが、分団長など全3名の退職者報償金と同額の基金からの歳入となります。

続きまして、14、15ページになります。歳出で説明をさせていただきます。款、総務費、項、徴税費、目、税務総務費、説明欄、負担金補助及び交付金では、こちらは定額減税に伴う住民税システム改修費負担金130万9,000円の補正で、こちら10分の10の補助事業となります。主に税額の計算式の追加、納税通知書への表示などの追加によるシステム改修でございます。こちらの定額減税につきましては、2024年4月1日に施行された令和6年度ですね、税制改正法に含まれている制度でございます。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、説明欄（1）職員給与費でございます。時間外勤務手当における193万1,000円の補正となります。こちらは物価高騰支援事業に伴う経費、10分の10の補助事業となります。

続きまして、委託料、権利擁護支援事業委託料422万3,000円の補正でございます。歳入4分の3の補助事業となりますが、先ほどのとおりですね、単身高齢者等からの相談に応じ、包括的な相談支援、また見守りサービス、お亡くなりになられた後の事務支援等を行うための補助事業となります。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、説明欄（3）物価高騰対応重点支援給付金事業の調整給付金分につきましては、令和6年度の課税をもとにですね、把握された当該納税者の令和6年度分の所得税額または令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る方に対し交付されるものがございます。こちらにつきましては、事務に伴う需用費や役務費、そして給

付に伴うシステム改修、そして給付費、総額として8,312万9,000円をここで補正するものでございます。こちら10分の10の補助事業となります。

また、説明欄（4）物価高騰対応重点支援給付金事業の新たに住民税非課税となる世帯分につきましては、2,255万円の補正となります。

16、17ページにわたりますが、こちらはですね、その部分として記載をさせていただいております。新たに住民税非課税または均等割のみの課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付となります。それと世帯の子ども加算の対象になる児童がいる場合につきましては、5万円の加算の部分となっております。こちら10分の10の補助事業となります。

説明欄（6）会計年度任用職員に伴う報酬、54万円を補正するものでございます。こちらこの事業に伴う経費、10分の10の補助事業となります。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、老人福祉総務費、説明欄（5）高齢者生活支援事業でございます。高齢者等エアコン設置費の助成金といたしまして、240万円の補正となります。これから夏における高齢者等の熱中症対策など、自宅にですね、エアコンがなく、非課税世帯で65歳以上の高齢者等に対して、エアコン設置費の助成を実施するものでございます。

次に、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、説明欄（1）一般事務費では、児童手当制度の改正に伴う需用費、また役務費などの増額補正となります。10分の10の補助事業となります。

目、児童措置費、こちらは児童手当事業につきましては、こちら制度改正に伴うシステム改修270万円、扶助費につきましては手当分といたしまして200人分に対し1,360万円を増額補正するものでございます。支給対象がですね、高校生の年代まで対象になりましたので、対象の月額の手当の増額を含めですね、約、想定として1,180人を支給対象としているものでございます。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、環境対策費、説明欄（4）鳥獣防除対策事業でございます。こちらは熊誘引放任果樹伐採補助金といたしまして150万円を補正するものでございます。放置された果樹等をですね、熊の出没を誘引する可能性が高いため、早期に伐採をすることが求められておりますので、町



といたしましてはその伐採の経費について補助するための補正をさせていただくものでございます。

続きまして、説明欄（５）地域計画策定推進事業でございます。18、19ページにわたりますが、地域計画策定に伴う検討委員会の消耗品、また会計年度任用職員の給与費の報酬など、総額71万4,000円を補正させていただくものでございます。こちらも10分の10の補助事業となります。目的はですね、本町の観光推進に関する計画策定に当たり、地域の観光資源等の分析及び専門家からの評価等を受け、計画策定に当たって必要な事前調査に係る事業となります。

続きまして、款、項、商工費、目、商工振興費、説明欄（１）消耗品費におきましては、消費者行政啓発用物品購入100万円を増額補正するものでございます。こちらは敬老会におけるタオル等の購入に充てるものでございます。10分の10の補助事業となります。

続きまして、項、観光費、目、観光振興費、説明欄、寄地域活性化推進委託料150万円でございます。こちらは寄管理センター等の受付業務等に伴うデジタル化構築業務を行うための委託料でございます。寄地域の活性化に向けた一つの取組でございます。

続きまして、項、観光費、目、観光振興費、説明欄（６）観光スポーツ施設整備事業でございます。こちらは緊急性があり、寄テニスコートの一部芝をですね、改修工事として行うものでございます。110万円の増額補正となります。

続きまして、説明欄（１）県西地域活性化プロジェクト推進事業につきましては、デジタル田園都市化構想の地域ブランディング事業、そして寄地域活性化推進事業のですね、不採択に伴い、ここで歳出のですね、1,291万1,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、款、項、消防費、目、非常備消防費、説明欄（１）消防団運営事業の報償費でございます。分団長1名、部長1名、副団長1名、合計3名の退職報償金となります。歳入同額の161万6,000円を補正するものでございます。

続きまして、款、項、消防費、目、非常備消防費、説明欄（３）自主防災会育成強化事業の地域防災育成助成金につきましては、歳入同額の120万円を補

正するものでございます。こちらは防災非常用の備蓄電池等の購入におけるものでございます。

続きまして、20ページ、21ページでなります。款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費でございます。説明欄（16）かながわ学びづくり推進地域研究事業でございます。歳入で御説明したとおりの事業で、10分の10の補助事業となります。

続きまして、項、社会教育費、目、保健体育総務費につきましては、スポーツ振興推進事業といたしまして、ポッチャセット一式を購入するための141万3,000円の補正となります。こちらも10分の10の補助事業となります。

予備費につきましては81万8,000円の減額、合計といたしまして3,918万2,000円となります。

続きまして、22ページから27ページまででございます。こちらは給与費明細書となりますが、今回の補正に伴う職員手当、いわゆる時間外とですね、会計年度任用職員による報償分の増額によるものでございます。

そして28ページにおきましては、寄テニスコートの改修工事に伴う平面図といたしまして、工事内容説明資料をですね、添付させていただきました。

以上、一般会計補正予算（第1号）につきまして、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 1 2 番 寺 嶋 17ページの高齢者等エアコン設置費助成金ですけども、65歳以上の方が対象ということですが、助成金はどのくらい出るのか、見込んでいるのかお伺いします。取りあえずお聞きします。
- 福 祉 課 長 寺嶋議員の御質問にお答えをいたします。こちらの高齢者等エアコン設置費用助成金なんですけれども、こちら1世帯1回限りということになるんですけども、エアコンにかかる費用全額ですね、それを対象に限度額8万円、こちらのほうを助成する事業となっております。以上です。
- 議 長 よろしいですか。
- 1 2 番 寺 嶋 1回限りということで、限度額8万円ということですね。エアコンも、値段

もね、今、ちょっとしたエアコンでも8万円ちょっとする。機能がね、結構ついているのがありましてね、大体もうすぐ10万ぐらいするものもあるんですけども、とにかく8万円ということですね。

それで、対象は何世帯ぐらい見込んでいるのか。あと、これに予算が240万円なんですけども、申込み期間というか。240万円全部もう申請があったら終わるわけじゃないと思うんですけども、何か240万以上申請があったらね、助成額が、追加補正なんかもしてくれる考えあるのか。その辺お伺いします。

福祉課長 まず、対象の世帯なんですけれども、65歳以上の世帯、单身も含めてということと、あと高齢者と障害者が同居している世帯というところで…あ、すみません。高齢者と障害者が同居している世帯も含め、合計で30世帯で限度額8万円で240万円の事業というふうに考えております。

それと、あと、今現在、担当等の中でということですけども、240万の助成金のほうが終わりましたら、そこまでということでは今のところは考えているところです。また状況によってはまた理事者と相談させていただいて、今後どうするかは決めたいと、検討したいと思います。

12番寺嶋 最後にですね、エアコンをね、買い換える、それから新規に入れるということ、どっちにしてもね、工事費、エアコンの取付の工事代のほかに、エアコン今度ね、新規にやる場合は、電源を単独にとらなきゃいけないんですよ。ですから、コンセントをね、単独に引くんです。ブレーカーのところから分けて。今みたく、普通の室内にあるコンセントから並…一緒にしちゃいけないんですよ、これ。電気屋さんに聞いてもらったら分かると思うんですけども。そうするとね、この工事費が結構かかるんですよ。お店によって違うのか知りませんが、この工事費もばかにならないと思うんですけども。その辺の情報とか、電源、コンセントの単独の工事代、それなんかもね、ちょっと頭に入れて助成してもらえばね、非常に助かると思うんですけども、それ最後にお伺いして終わりにしたいと思います。

福祉課長 ありがとうございます。こちらの事業につきましては、見積りを取って助成金を決めているわけなんですけれども、こちらについては標準工事というもの

に関しては予算を取っていますので、基本的に8万しか限度額がないんですけれども、対象となるものは1台をつけるに当たっての費用ということになりますので、かかったとしても、すみません、8万円までが限度額ということで御理解いただければと思います。

議 長 よろしいですか。

12番 寺 嶋 最後に。コンセントの単独工事費というのは、今度新規にそれやらないと工事、エアコンは取り付けてもらえないんですよ。その辺をね、行政もちゃんとやっている、わかまえているのかと思うんだけど、その助成なんか、あまり考えてないのか知りませんが、その辺のことについてね、再度お伺いして終わりにします。エアコン取り付けてもらえないんですよ、コンセントを別にしないと。それ、分かりますよね、言ってる意味が。以上お伺いします。

福祉課 長 私のお話として、この助成につきましては、あくまでエアコンが設置して稼働するということを含めての8万円ですので、コンセントが別にというのも全部含めての8万円ということで御理解いただければと思います。

町 長 まず、知ってるか知ってないかの話ですよ。承知しています。ちょっと言葉足らずであれですけど、取替えをするにしたら当然取替え費というのは別個で、新規でつけるよりもね、取替え費取られるし、処分代も取られます。そういったのもちゃんと地元の電気屋さんからこのくらいかかるよという話とか、今、一般的にどのくらいのエアコンの費用はこのくらいかかるよというのを一応見積りとか聞いて、でも、なかなか6畳用を入れる人もいれば、8畳、10畳用を入れる人もいますし、なかなか今、4.5畳というのは売ってないので、それをなるべく町外の電気屋さんからでなくて、地元の電気屋さんでやってくださいねというようなこととかも一つセットにして、ただし、すみません、予算的なところで言うと、8万円というのがほかの町とかを見ている、まあまあない金額のところを設定させてもらっているわけですね。そこでやっています。今回はちょっとあれですけど、生活保護の方々も対象にしているんですけど、ただ、やっぱりこれがかかっちゃうので、なかなかそういった方々も厳しいかも分かりませんが、暑いという部分で考えると、そこに線を引く必要はなく

なったので、あとは金額だけはちょっと上限だけ設けさせていただいていますので、そこはもう承知しています。

だから、総論で言うと、そういったところにもお金がかかるということなんです。だから…（私語あり）しっかりとね、お金を稼いで。

議 長 傍聴の方、静かにお願いします。

町 長 よろしくお願ひしたいと思います。じゃあ、よろしくお願ひします。

議 長 傍聴の方、お静かにお願いします。よろしいでしょうか。

9 番 井 上 2点お伺いをいたします。まず1点目はですね、今、前者が質問された高齢者等エアコン設置費助成金、これはですね、一般財源でやっていただけるということで、大変ありがたい、これからの、今年の夏もかなり暑い季節を迎えるということで、ぜひお願ひをしたいと思います。

ただ、そこでちょっとお伺ひしたいのはですね、年金生活の方でですね、このエアコン設置費の補助金の制度がどうなるかは説明がなかったんですけども、自分で立て替えてやるということですね、やはり年金生活で自分の財布の中から一旦出して、それに対する助成をとということであると、なかなか希望をたくてもですね、毎月の年金額が生活費になるというような方が松田町も多くいらっしゃると思います。ぜひですね、補助金のほうをですね、事業者のほうに申請は、エアコンの設置の申請を個人からですね、受け付けるんですけども、工事費等の支払いについては、8万円を超えた部分は本人の負担となりますが、8万円まではですね、その見積書が出てきた電気工事会社とか家電販売店さんにですね、支払いができるというふうな制度をとっていただければですね、収入の少ない年金生活者もですね、こういった制度を利用しやすくなるのではないかと思いますので、そこに対するお考えをお伺いをいたします。

2点目はですね、同じページのですね、環境対策費の中で、これもですね、町の単独事業、一般財源150万円の事業で、熊誘引放任果樹伐採補助金というのをやっていただきました。ここで実際、寄地区、松田地区でもですね、熊の目撃例があると。捕獲した例もあるということで、お伺ひをしたいんですけども、果樹のですね…まずはですね、区域の例えば寄地区だけとかですね、松

田町でも根石地区だけとか、何かそういった区域の指定があるのかが1つ目ですね。

2つ目は、果樹の種類、放任、熊誘引放任果樹とありますが、果樹の種類。通常よく柿の木をですね、狙ってくるというふうな報道がされていますけども、その果樹が柿の木もありますし、松田地区ではミカンとかですね、あと私の近くにもですね、かなりあるんですけども、キウイの果樹園、元果樹園だったりするとですね、そのキウイって結構伸びて、伸びたり、鳥が食べて、近くですね、空き地みたいなところで繁茂している場合もあるんですよ。そういった、だからキウイまでですね、キウイとか、どこまでの果樹の種類を限定をされるのか。

3点目がですね、申請者、これは申請にかかって伐採をしますよということなんですけれども、往々にしてですね、そういった放任果樹園というのは、管理がされていない荒廃農地になりますので、近隣の人が一番そこに対しては迷惑をこうむっているわけなんですけれども、その近隣で耕作している人が、そういった熊をやってくるというおそれがあるんですけども、それに対して近隣の人のですね、いや、こここのところの畑はもう放任果樹園だから対応してほしいというような申請は可能なのか。実際にその荒廃農地化した果樹の伐採ということなので、その辺は行政のほうで判断をしてですね、やっていただけるのか。その熊の関係はその3点、よろしくお願いをしたいと思います。

福 祉 課 長 先ほど井上議員のほうから御提案いただいた件なんですけれども、こちらについては近隣の町のほうでですね、本年度御提案いただきたい方法でやっているところもございます。ということもありますので、本町としましてもですね、その方法を検討しながらですね、総合的に判断して方向を決めたいと思います。

観 光 経 済 課 長 3点の質問についてお答えします。まず、1点目の区域につきましては、該当するものとしましては2点ございまして、住宅地の周囲、半径200メートル以内にある放任果樹の伐採であることということで、あと2点目は、放任果樹の所有者の同意を得てということで、寄地区、松田地区の区域のどこの区域という指定はございません。

2点目、補助対象樹木でございますが、基本、栗、柿を想定しております。その他、町が伐採を必要と認める樹木ということで、先ほどの御質問にありましたその他ということで、町が放任をしているというようなものであれば、認めるものであれば、申請時に協議の上、受け付けとかそういったものを行って考えていきたいと思っております。

3点目につきましては、補助の対象者は個人または自治会等の放任果樹がある地域に居住する住民により組織された地域団体とするということで、放任され…個人と団体という形で対象者はそういうことでしております。行政で判断するのかどうかというのは、申請の段階で判断をしたいと思っております。以上です。

9 番 井 上 回答ありがとうございます。まず1点目のですね、エアコン設置のほうは、そういった形のやり方で近隣の町村でやっているということですので、ぜひですね、その辺は検討をしてですね、なるべく8万円、後から出るよではなくですね、先に対応できるような方法を検討していただきたいと、先に事業者のほうに渡ってですね、差額分だけ自己負担をするよという方法を検討していただきたいと思っております。

2点目のですね、熊誘引放任果樹については、ただ1点目のね、今あって、区域をですね、住宅地から200メートル範囲ということなんですけども、熊ってね、結構、私は出会ったことはないんですけども、走るスピードがね、速いということなので、今この例えば松田地区とか寄地区もそうなんですけれども、1キロ離れてもね、やっぱり危険ではないですか。もう少しですね、この200メートルという中を、これは町のほうの単独事業ということですのでね、200メートルというところをですね、検討してですね、1キロ先に栗とか柿の荒廃園地があるとすると、そこに来てるということは、もう200メートルはかなりね、近くなんですけれども、1キロだってね、遠くはないと思うんですよ。そういった熊の移動するスピードを考慮しますとですね。と思っておりますので、再度御回答をお願いをしたいと思います。

そうするとですね、2点目の栗とか柿、その他それ、キウイなんかは申請時

点での検討ということですので、これについては了解をいたしました。

3点目の申請者がですね、1点目の200メートルの範囲を超えるとですね、例えば1キロというふうに指定いただくような形ですと、なかなか申請者を自治会ということで、自治会の範囲と放任果樹園がある地域が自治会の範囲を超えてる場合は当然あると思うんですよ。ですので、その辺をどういうふうに考えるか、その2点を再度お願いをいたします。

観光経済課長 住宅地の周囲、半径約200メートル以内というのは、里山と住宅地ということで、県などの専門機関にもお聞きした中と、あとは先進事例も他県にございましたので、そういったところで参考にしながら決めさせていただきました。

自治会の分けというのもございますが、そういった補助対象事業の要件がございまして、自治会を超えてもその範囲内であれば補助対象になると思います。ちょっと質問の…申請者。質問はそういったことでよろしかったでしょうか。

9 番 井 上 最後にしますけれども、ぜひですね、これは町の一般単独事業で、一般財源150万という単独事業でありますのでね、それはほかの事例が200メートルであっても、松田町のような地形的な状況を考えて、例えばすぐに東名のね、上、東名高速道路の上というのは、もう200メートル超えるんですけども、根石地区ですとね、かなり近くまで来ていると。200メートル超えちゃったからそこは対象じゃないよということではなく、一般単独事業であれば、より柔軟な対応をしていただくように要望します。

それに併せてですね、申請者は自治会だけではなく、例えばその地域のですね、例えば農道管理組合等もありますのでね、そうすると農地を代表したとか、各松田町には農協の各細かい単位での支部がありますので、そういった、そこでその支部長さんに申請をしてもらおうとか、そういった方法も柔軟に対応していただけるよう要望して、その考え方をお聞きして終わりにしたいと思います。

町 長 まず200メートルというのは、すみません、私、300メートルと勘違いしてまして。200メートルなんだなと思って聞いてましたけど。今おっしゃられる



ように、とにかく安全性が第1番目でやっていますから、柔軟にというか、これからさらに制度設計やっていきます。その中で、やっぱりそういうふうに危機感を感じている方々のお話もまた聞きながらやっていきたいというのが1点目。

もう一つは、申請者については、まず原則的に、人の土地に入ったりとかするわけであるのであれば、まずその方々の了解をまずもらわなきゃいけないのが第1番目じゃないかなと思います。その上で、そういった要望があつて、その確認を一緒になってやっていって、じゃあいいよと言ってもらわない限り、勝手に人の家に入ってばんばん切っちゃってという、この人たちから要望があつたからというわけにはいかないの、そういった手続をちゃんと一つ一つ組みながら、御理解をいただきながらやっていきたいというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

9 番 井 上 終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。

1 番 北 村 今回ですね、デジ田交付金が不採択になったのは仕方ないとは思いますが、それを財源にしていた事業は幾つか減額されていますが、この事業は本年度行わないというイメージなのか、どうお考えなのか、そういったところをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

観 光 経 済 課 長 寄地区の地域の活性化の関係でございますが、デジ田の1回目の申請で不採択となりました。4月の全員協議会でも説明しましたが、新たな補助金、それに代わる補助金ということで、2つほど国庫の補助金を申請したんですが、それも不採択になりましたので、先日の全員協議会で御説明しましたとおり、第2回目のデジ田のほうで申請をしておりますので、予定はございますので、それに向かって今、事前の相談の段階ですが、補助申請を行いまして、実施できるようにしてまいりたいと思っております。以上です。

教 育 課 長 それでは、教育課のほうの次世代デジタル人材育成事業のほうの件について御説明をさせていただきます。当事業はですね、8月から実施をして、長期にわたって実施する事業ということもございまして、今回財源が残念ながら不採

択ということで、今回は見送りをさせていただくという結論に至ったものでございます。以上でございます。

1 番 北 村 寄地区活性化のほうは2回目のデジ田でというようなお話だと思うんですけど、それ、大体分かるのって、いつぐらいになるんですか。よろしく願いします。

観 光 経 済 課 長 今後のスケジュールとしましては、6月19日に実施計画の提出をしまして、分かるのは8月上旬の交付決定の内示で、その次は、交付決定は8月中旬ということで予定されております。以上です。

議 長 大丈夫ですか。そのほか質疑ございますか。

1 0 番 南 雲 先ほどの高齢者のエアコン設置の件なんですけれども、エアコン設置されても電気料の高騰等で使わないことが予想されますが、その対応として、高齢者の熱中症対策はどのようにお考えになっているか伺います。

福 祉 課 長 エアコン設置してというところで、状況的にですね、やはり暑い時間帯につきましては、もう抑えるということではなくて、使ってくださいということですね、こちらについては周知をしていくような状況で、周知するような形ですね、進めたいと考えております。それ以外の予算については、今現在はございませんので、とにかくやっぱり命のほうが大事ですので、使ってくださいということで、こちら担当のほうとしてはお伝えをしていくということになります。

1 0 番 南 雲 周知方法はどのようなこと、どんなような方法を考えていられるか伺います。

福 祉 課 長 周知の方法ですけれども、地域の民生委員さん、もしくはですね、介護保険等でつながっている方についてはですね、ケアマネージャーもおりますので、そちらのほうからですね、周知をしていただくような形で考えております。

1 0 番 南 雲 よろしくお願いたします。以上で終わります。

町 長 ちょっと危惧しているのがですね、何とかお金の工面ができて、設置ができた人はよしとして、設置ができない人もいます。できない方。そういった方々をどうやって支えていくかというのが、ものすごく我々が知恵を出さなきゃいけないことだというふうに、すごく大事なところだと思っています。

南雲議員が前にも質問していただいたクーリングシェルターの話ですけれども、公ではいろんなところ…いろんなところというか、生涯学習センターであったり福祉センターであったりとか、やっていますので、今年の夏は本当にいつも以上に暑いということで、今回緊急事態のような状況だったので補正予算に組みさせていただいたぐらいだったんですけども、やはり自治会の方々にも御協力いただいて、自治会を開けていただいて、自治会での電気代をちょっと町がもつような形になりますし、そこで1人にとにかくしないというようなことあるかなというふうな一つの工夫ですけどね。そういった格好で、地域の方々全体でやっぱり見守っていくということが大事だなと思っていますので、ぜひその辺も、我々も声かけますし、皆さん方の御協力もいただきたいというふうに思っています。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかに。

8 番 田 代 15ページをお願いいたします。15ページの中段です。社会福祉業務に要する経費、委託料422万3,000円。権利擁護支援事業委託料ですね。これについては先ほど説明で、4分の3補助ということで、単身高齢者支援に関する事務的な費用ということで、何例か出していただきました。何となくは理解しました。特に私、この今質問をする理由なんですけれども、最近新聞とかテレビで孤独死、その後に亡くなった後の引き取り手がないという、非常に地方自治体で大変な御苦労されているというふうな記事を見ました。

まず1点が、そういった孤独死、引き取り手がない、そういった方のことも事前に相談する。そういった事業も入っていると思うんですけども、具体的にこの単身高齢者支援に関する事務費、その事業内容をまず1点お示してください。

それとあと、松田の場合で、ここ数年で孤独死があった例、それとあと、亡くなった後に引き取り手がない事例、そういったものが今、松田町にあるのかどうか。これが1つ目の質問です。

次が、17ページ、真ん中から下ですね、環境対策に要する経費ということで、熊誘引放任果樹伐採補助金ということで、先ほど根石、根石という言葉が同僚

議員から出まして、私、根石に住んでいまして、この中で唯一、熊を100メートルちょっと離れたところから見て、おとなしくして、無事に生きて帰ってきた人間です。その中で、すごい身近な問題と感じております。あと、私の畑から60メートルか70メートルに熊の足がくくりわなに引っかかっていたということで、私はすごいこれ、切実な問題と捉えています。

その中で、先ほどの説明で、住宅地から、それから周辺200メートル、町長は300メートルとお話あったんですけども、これで言うと、どちらかというところあたりは該当するのかな。私の個人の見解としては、松田地区は東名から下には熊は出てないです。東名から北側です。要は、一番お伺いしたいのが、150万見ているんだけど、私、荒廃地の中の果樹がつく木かなと認識してたんですけど、住宅地に近い、300メートル以内の、樹種は別にして、ミカンなり柿なりキウイを伐採する。住宅地に近いところで、寄地区はある程度該当するかしれないですけど、松田地区はほとんどないような感じするんですよ。この辺についてどうなのかなというのと、150万の予算の内訳。この2点についてお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

福祉課長　　まず初めに権利擁護支援事業委託料についてなんですけれども、こちらについてはですね、国のほうの生活困窮者準備支援事業費補助金を使わせていただいて、継続的な権利擁護支援モデルとの事業を行うということで、身寄りのない高齢者等を対象にしております。そして、意思決定の支援をしながらというところで、日常生活の支援、例えば支払いの代行であったりとか手続の代行ですね。それとかですね、身元の代替支援ということで、身元保証の代替支援ということで、緊急時の入退院とか、そういうところのですね、緊急時の入院とかですね、そういうところの対応ですね、あと入所、施設入所の手続、これらも該当いたします。また、死後の事務処理ということで、葬儀であったりとかですね、病院の費用の精算等ですね、こちらのほうをこの事業の中でやっていくということになります。

先ほどもう1点ございました孤独死ということなんですけれども、基本的に生活…1人の方でも生活保護が受給している方であれば生活保護のほうでです

ね、最後のほうを対応しておりますし、葬儀…火葬とかですね、そういう残りの事業をしております。また成年後見が繋がっている方については、そちらのほうで死後事務ということで対応しております。全く何もない、突然に亡くなられたというのが前回、去年1件ほどございましてですね、そちらについてはですね、職場のほうの寮のところで亡くなられたというのが1件ございまして、そちらについてはですね、引き取り手がいなかったということでしたので、町のほうのですね、行路死亡人という形でですね、対応させていただいて、火葬のほう、等をですね、させていただいたと。あと、遺品等はこちらのほうでお預かりしているという状況でございます。以上です。

観光経済課長 2点の質問の1点目ですが、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、住宅地の周囲、半径200メートル以内にある放任果樹の伐採であるということで説明いたしました、それは県の専門の方とか、他県の参考事例を参考にしたものでございましたが、東名より北側の地域が主だというような御意見もございました。制度設計上はそれで決めておりましたが、先ほど町長の答弁で300メートル以内というのもありましたので、ちょっとその辺は理事者と相談して詳細を決めていきたいと思っております。

2点目の補助につきましては、保持の対象となる経費につきましては、次のいずれかに該当するものというものをまず説明をいたします。3点ございまして、1点目が伐採木の処分費用を除いた業者への伐採委託料、2点目が自ら作業を行う場合、機械等賃借料、燃料費、消耗品費、保険料、3点目はその他町長が必要と認める経費というものでございます。支障木につきましては、枝が太いものも細いものもございまして、地形や隣接する建物等の状況にもよりますので、一概に伐採の単価は出せないものでございますので、業者見積り等を参考に事業費を算出して補助を交付するというものでございますので、150万というのの一概の、1件当たりというのを出してないものでございます。

8 番 田 代 御回答ありがとうございます。では、まず1点目、福祉の関係です。松田で最近1件、そういった事例があったということで、引き取り手がなくて遺品を預かっていると。この国からの補助事業はすごいね、いい事業だと思うんです

よ。確かに今、説明のあったお買物のね、代わりにやるとか、身元保証、そういったことも非常に大事だと思うんですけども、今、進んでいるところでは、そういった単身高齢者の相談をして、自分の親族、何かあったときの親族をしっかりヒアリングして、その後どうすると、そういう対策を立てているところが結構…よい事例でありますので、特にその辺を重点的にやっていただいて、亡くなった後、これ、遺品預かって、代わりに町が代執行で引き取り手がなかったのも町で火葬して、遺品を今、預かっているってお話でしたよね。それはいつまで預かるんですか。お願いします。

福祉課長 先ほど御質問のまず1つ目の単身の高齢者というところでのですね、相談の話ということなんですけど、こちらについては多分終活ということになってくるかと思うんですけど、こちらのほうはですね、この事業の中でですね、実施をする予定でございます。終活相談ということになりますので、対象者がいらっしゃれば、そういうところも含めてですね、今後の亡くなる…後の分も含めてですね、相談していくような形で決めていくことになります。

もう一つのほうの、この遺品のほうのということなんですけども、こちらのほうが特に何年というものが無いのでですね、ちょっと私どものほうでもですね、どのくらい持っていていいのかというところがちょっと悩んでいるところではあつてですね、実際にあったのは、まだ残っていたりもしますので、ちょっとこの辺はまた国のほうの制度等も確認させていただいてですね、的確なものがあればそれにのっとって処分をするようにしたいと思いますので、お願いいたします。

8 番 田 代 御回答ありがとうございます。1つ目の終活ですか、この辺についても、比較的しっかりされている方は、そういうのを利用されると思うんですよ。ただ、単身高齢者になると、そういったことに少し年齢的にも疎い方だとか、あとは知らない、まるっきり制度を知らない。そういう意識のない。でも、そういう方がどちらかという亡くなった後にそういった形が多くなるのかなって、私は個人的に感じます。ですから、国のこの事業、うまく利用しながら、特に民生委員さんと連携しながらね、そういった方を掘り起こして、本当に弱者の方

を救済する、そのような形で、4分の3、300万近く、上から補助で来ますのでね、ぜひこれをやっていただくと、後のほうの遺品預かりとか、そういったものがある程度は減らしていけるのかなというふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

それと、あと2点目の遠藤課長の説明で大体分かりました。執行については、いろいろ難しい面あると思うんですけど、これ、これもやはり周知ですよ。予算をうまく立ち上げたと思うので、その周知についてうまくやって…広く皆さんに知っていただきたいと思います。余談になりますけれども、先般私が一般質問で熊スプレーのお願いをした結果、早速補助金について広報で今回周知されました。あまり見てない人もいますよね。ですから、これは農家とか農林業の方が対象なんでね、今回農協がJA説明会、事業所説明会が松田支店で来週の月曜日かな、あるんですよ。だから、そういった説明会とか、あとは農協との連携の中で、農家に熊スプレーも含めて、この熊誘引放任果樹伐採補助金、これについても広報で投げるとかホームページに出したからではなくてね、やはりそういった人の対象を絞り込んで、うまく広報していただくことを要望して質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 ほかに質疑ございますか。

4 番 中 津 川 21ページですね、一番下なんですけども、スポーツ振興推進事業で、先ほどの説明ですとボッチャの購入を141万3,000円で補正されてますけども、このボッチャの購入についてですね、ここで補正なんですけど、どのような目的で購入されたのか。また、ボッチャの今後のですね、活用について、どのように考えているのか伺います。

教 育 課 長 それでは説明させていただきます。まず目的でございますが、ボッチャというスポーツは、幅広い世代の方に御利用…御利用というか、体験していただいて、お楽しみいただけるスポーツだというふうに教育委員会のほうとしては考えております。スポーツ推進委員さんですね、のほうでもですね、こちらのボッチャを体験会ですとか、そういったものを開いて周知、啓発に努めているところでございます。また、今後の使い方ですけども、具体的には今、20セッ

ト買う予定で計画をしております。これをですね、まず各自治会のほうと相談させていただきながら、集会施設等にですね、集会施設であったりシニアクラブ…シニアクラブですね、のほうと相談をさせていただきながら、各多数町内ですね、置かせていただいて、ふだんの健康づくりであるとか、コミュニケーションにお役立ていただきたいというところで、今回購入をさせて…予算計上させていただいたところでございます。以上でございます。

4 番 中 津 川 20セット購入ということですがけれども、ポッチャはね、パラスポーツとしてもですね、ちょっとここで皆さん御存じの方も多くなっていると思いますけど、各自治会でも自治会ごとのスポーツ大会とかね、やっていますのでね、ぜひ幅広く町民の方にちょっとPRしていただいて、140万で購入したものですから、なるべく活用されるように、PRのほうをひとつよろしくお願いして終わります。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切って討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第35号令和6年度松田町一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「報告第3号令和5年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。



本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、報告第3号令和5年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告をさせていただきます。

本計画書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項、普通地方公共団体の長は繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告する規定がございます。これをもちまして、本定例会に報告をさせていただきます。

1枚おめくりいただき、今回の繰越事業件数につきましては、8件となっております。まずですね、総務費、戸籍住民基本台帳費の事業名が戸籍電算システム改修事業でございます。こちらは繰越、翌年度の繰越額が443万3,000円で、財源内訳は右の欄の記載のとおりとなっております。

続きまして…ごめんなさい。こちらのほうはですね、令和5年度の補正におきまして、戸籍住民基本台帳費、いわゆる戸籍電算システム改修費についてはですね、多くの市町村で同じシステムを使用しているところもあり、国が示す全国统一した戸籍電算システムの改修内容が決定をされ、それに合わせてシステム改修を行うための準備から実行までに時間を要したため、令和6年度に繰り越したものでございます。

続きまして、民生費、社会福祉費の事業名、物価高騰重点支援給付金事業でございます。こちらは住民税均等割のみの課税世帯分につきまして、翌年度繰越額230万9,000円でございます。財源内訳は右の欄の記載のとおりとなっております。内容につきましては、国の経済対策として実施する住民税均等割のみの課税世帯に対し、1世帯10万円の給付事業が年度内の完了が見込めないため、令和6年度に繰り越したものでございます。

次に、事業名、物価高騰重点支援給付金事業の子ども加算分につきましては、翌年度繰越額65万3,000円、財源内訳は右の欄の記載のとおりとなっております。こちらは令和5年度の補正で執行したものでございます。こちらでもですね、国の経済対策として実施する非課税世帯及び住民税均等割のみの課税世帯の児童1人当たりに対し5万円の給付事業が、こちらも年度内の完了が見込め

ないため、令和6年度に繰り越したものでございます。

続きまして、衛生費、保健衛生費の事業名、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費でございます。こちらは翌年度の繰越額97万3,000円で、財源内訳は右の記載のとおりでございます。令和5年度末時点です、残務処理等の見込みが残っていたため、これも国からの通達等により調整が調ったもので、令和6年度に繰り越したものでございます。主な内容につきましては、医療機関へのワクチン接種に伴う委託料、また会計年度任用職員の報酬等によるものでございます。

続きまして、土木費でございます。事業名は地籍調査事業でございます。こちらの翌年度繰越額1,243万円でございます。財源内訳は、右の欄の記載のとおりでございます。こちらも令和5年度補正で行いましたものでございます。国・県の補正予算を財源として活用し、事業を進めるため、ここもです、令和6年度に繰り越したものでございます。

続きまして、教育費の、中学校費でございます。事業名、松田中学校整備事業につきましては、翌年度繰越額1億5,233万9,000円でございます。既収入といたしましては、基金の繰入れでございます。基金の繰入れにつきましては、内訳として工事監理委託料、そして工事分、合わせて4,113万9,000円でございます。こちらもです、国の補助金等整備計画に関する諸条件によりまして、令和6年度に繰り越したものでございます。

続きまして、教育費の幼稚園費、事業名、松田幼稚園整備事業でございます。こちらも翌年度繰越額1億731万6,000円でございます。既収入でございますが、基金の繰入れがありますが、こちらの内訳も工事監理委託料、そして工事分、合わせて1,971万6,000円、こちらも整備計画に関する諸条件等におきまして、令和6年度に繰り越したものでございます。

最後になります。事業名、スポーツツーリズム推進事業でございます。翌年度繰越額は621万710円でございます。財源内訳は、右の欄の記載のとおりとなっております。令和5年の補正におけるスポーツツーリズム推進事業におきましては、スポーツや観光など年間通して実施する事業であり、性質上です、

年度内に事業が終わらないため、令和6年度に繰り越したものでございます。

以上、報告を終わりにさせていただきます。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 日程第7「報告第4号令和5年度松田町上水道事業会計継続費繰越計算書の報告について」を議題とします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

環境上下水道課長 それでは、報告第4号令和5年度松田町上水道事業会計継続費繰越計算書について御報告をさせていただきます。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定において、継続費に係る毎事業年度の支出予定額に残額がある場合には、その額を最終年度まで繰り越しをして使用することができ、その旨を議会に報告する必要についての規定があることから、本定例会に報告するものでございます。

1枚おめくりください。まずは上段の宮下水源受変電及び自家発電設備改修工事（電気設備）です。令和5年度・6年度の継続費の総額につきましては、1億4,529万円でございます。そのうち令和5年度の継続費予算現額は7,903万円であり、令和5年度の支出額は7,718万6,000円でしたので、残額の184万4,000円を令和6年度へ通次繰越しするものでございます。

次に、下段の宮下水源水害対策工事施工監理業務委託料でございます。令和5・6年度の継続費の総額につきましては、397万8,000円でございます。そのうち令和5年度の継続費予算現額は197万8,000円であり、令和5年度の支出額は164万100円でしたので、残額の33万7,900円を令和6年度へ通次繰越しするものでございます。

以上でございます。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議

長 日程第8「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。

足柄東部清掃組合議会定例会報告を出席議員の古谷星工人君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で足柄東部清掃組合議会定例会報告を終わります。

足柄上衛生組合議会報告を出席議員の武尾哲治君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で足柄上衛生組合議会報告を終わります。

全国町村議会議長会議長・副議長研修会報告を出席議員の南雲まさ子君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしとのお声です。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で全国町村議会議長会議長・副議長研修会報告を終わります。

神奈川県町村議会議長会新議員研修会報告を出席議員の北村和士君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をも

って報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で神奈川県町村議会議長会新議員研修会報告を終わります。

神奈川県町村議会議長会委員長・副委員長・事務局長研修会報告を出席議員の吉田功君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切ります。

以上で神奈川県町村議会議長会委員長・副委員長・事務局長研修会報告を終わります。

議 長 日程第9「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

申出書は、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、所管事務ほかについて会議規則第74条の規定によりお手元に配付のとおり提出されております。

最初に、総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員

長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議 長 以上で本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了しました。これをもって本定例会は閉会といたします。3日間にわたり、慎重なる御審議ありがとうございました。なお、この後、この直後、議員だけの議会全員協議会打合せを開きますので、大会議室に御参集くださるようお願いいたします。

(11時26分)